

教 育 委 員 会 会 議 録

開催日 令和3年3月31日

南 あ わ じ 市 教 育 委 員 会
南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会

南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会 合同定例会会議録

1. 日 時 令和3年3月31日(水) 午後1時30分開会

2. 場 所 南あわじ市役所 第2別館 第6会議室

3. 会議次第

開 会 午後1時30分

開議宣告

会議録署名委員の指名 山本委員(南あわじ市) 狩野委員(学校組合)

前回会議録の承認

議事

協議及び報告事項

閉議宣告

閉 会 午後2時12分

4. 会議の出席者

《南あわじ市》

(教育長) 浅井伸行

(教育委員) 岡 一秀、轟 孝博、数田久美子、山本真也

《学校組合》

(教育長) 浅井伸行

(教育委員) 狩野時夫、岡 一秀、山本真也

5. 会議の欠席者

《学校組合》

(教育委員) 本 條 滋 人

6. 説明のため出席した者の職氏名

教育次長 仲山和史、教育総務課長 中村尚之

教育次長補兼学校教育課長 大住武義、社会教育課長 福田龍八、

体育青少年課長 阿部志郎

教育総務課係長 佐々木友美、教育総務課主査 野上典子

7. 会議に付した事件及びその結果

《南あわじ市》

- 議案第11号 南あわじ市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程制定について
原案可決
- 議案第12号 南あわじ市教育委員会規則における押印の取扱いの特例に関する規則制定について
原案可決
- 議案第13号 南あわじ市教育委員会規程における押印の取扱いの特例に関する規程制定について
原案可決
- 議案第14号 南あわじ市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について
原案可決
- 議案第15号 南あわじ市立小学校及び中学校管理運営規程の一部を改正する規程制定について
原案可決
- 議案第16号 南あわじ市立学校教職員の長時間労働者面接指導実施規程制定について
原案可決
- 議案第17号 南あわじ市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について
原案可決
- 議案第18号 南あわじ市スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について
原案可決
- 議案第19号 南あわじ市慶野松原ビーチバレーコート条例施行規則の一部を改正する規則制定について
原案可決
- 議案第20号 委員の委嘱について
原案可決

《学校組合》

- 議案第3号 議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について
原案可決
- 議案第4号 南あわじ市・洲本市組合立学校教職員の長時間労働者面接指導実施規程制定について
原案可決

1. 開 会 午後1時30分

2. 教育長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名

【浅井教育長】 定足数に達しておりますので、ただいまから南あわじ市教育委員会及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を開会いたします。

【浅井教育長】 まず、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員につきましては、会議規則第15条第2項の規定により、1名の委員を指名します。

南あわじ市教育委員会会議録署名委員につきましては、山本委員にお願いいたします。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会会議録署名委員につきましては、狩野委員にお願いいたします。

4. 前回会議録の承認

【浅井教育長】 次に、「前回の会議録の承認」に移ります。

前回会議録につきましては、事前に送付させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。何かお気づきの点はございませんでしたか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 ご意見がないようですので、前回の教育委員会会議録については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、前回の教育委員会会議録については原案のとおり承認することに決定しました。

5. 教育長職務代理者の指名

【浅井教育長】 次に、教育長職務代理者の指名をさせていただきます。

教育長職務代理者については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項で、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と定められております。

この規定に基づき、私から、数田委員を教育長職務代理者に指名させていただきます。
よろしく願いいたします。

6. 協議会等への委員の委任の選任について

【浅井教育長】 次に、協議会等への教育委員の選任依頼が来ておりますので、事務局より説明をお願いします。

【中村課長】 南あわじ市人権教育研究協議会理事の選任につきまして依頼が来ております。これは、例年にならない教育長職務代理者に就任いただいております。

【浅井教育長】 ただいま事務局から説明がありました。先ほど、教育長職務代理者に就任いただきました数田委員、お願いできますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

7. 教育長報告

【浅井教育長】 次に、「教育長報告」をさせていただきます。

まず、はじめに(1)大学との連携協定についてですが、現在、兵庫教育大学、鳴門教育大学と連携協定を結んでおります。今後は、5月頃を目途に宮城教育大学と防災に特化した連携協定を結ぶ方向で調整しております。協定締結後の第一歩として、南あわじ市の子どもたちが8月1日から3日に防災教育のため東日本へ行きますが、その際大学生にも手伝ってもらいたいと思っています。また、協定を結んだ書く大学へは、年1回、教育長の出前講座をさせてほしいという話をしています。防災に興味を持つ学生が少しでも増えてくれたらと思っています。

次に、(2)人事異動についてですが、これは後ほど報告もありますので、ここでは

省略させていただきます。

最後に、(3)花みどりフェア(淡路人形浄瑠璃)についてですが、3月20日から5月30日まで開催される花みどりフェアのイベントとして、淡路島ゆかりのアーティスト清川あさみプロデュースの新演目「戎舞+(えびすまいプラス)」が淡路人形座で公演されますので、委員の皆さんもぜひ足を運んでいただけたらと思います。

以上3点につきまして、ご意見等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 ないようですので「教育長報告」を終わらせていただきます。

8. 議 事

【浅井教育長】 次に、「議事」に移ります。

「議事」につきましては、南あわじ市教育委員会議案10件と、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案2件を審議いたします。

南あわじ市関係議案第11号ないし19号、学校組合関係議案第3号及び第4号は、例規の制定改廃に関するものですので、これらを一括して提案理由の説明を求めます。

【中村課長】 教育総務課からは、南あわじ市教育委員会議案第11号ないし第13号及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会第5号の提案理由について一括してご説明申し上げます。

まず、南あわじ市教育委員会議案第11号「南あわじ市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程制定について」につきましては、令和2年4月1日に新たな職として、教育次長補が配置されたことによる代決及び決裁区分の規定の見直しを行うものです。

なお、この規程の施行につきましては、令和2年4月1日に遡り適用させていただきます。

次に、南あわじ市教育委員会議案第12号「南あわじ市教育委員会規則における押印の取扱いの特例に関する規則制定について」及び議案第13号「南あわじ市教育委員会規程における押印の取扱いの特例に関する規程制定について」につきましては、「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」令和2年7月7日総務省自治行政局長通知を受け、押印を求める行政手続を見直すにあたって、教育委員会で定める規則及び規程においては、教育長の判断により、押印を省略する取扱いができるようにするものです。この2件につきましては、附則で施行日を令和3年4月1日と定めています。

次に、南あわじ市・洲本市小中学校組合議案第5号「議会の議決を経るべき事件の

議案に係る意見聴取について」につきましては、令和3年第2回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会臨時会に提案予定の議案のうち、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成するにあたり場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。」に該当するため、管理者より委員会の意見を求められておりますので、提案するものです。

その内容としましては、「行政手続に関する押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例」の新規制定であり、先ほど説明させていただきました、議案第12号、13号と同様の理由により、行政手続における押印の見直しを行うものであり、学校組合条例上の関係規定を改正するものです。

なお、学校組合の規則及び規程に関しましては、南あわじ市の規則及び規程をほぼ準用していることから、同様の規定を制定する必要はありませんので申し添えます。

【大住次長補】 学校教育課からは、南あわじ市教育委員会議案第14号ないし第16号及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会第4号の提案理由について一括してご説明申し上げます。

第14号につきましては、小中学校管理運営規則の一部改正にかかるものですが、現行で「学校栄養職員」とあるのを現在の配置に合わせて「栄養教諭」に変更しております。また、平成31年1月25日の中央審議会において学校における働き方改革に関する総合的な方策がまとめられたことを受けて、本規則において、教諭等及び事務職員の標準的な職務内容を明確化する規定を追加することとなりました。具体的内容については、要綱において規定しております。さらに、令和2年4月1日から沼島小中学校を小中一貫校とするため、小中学校の教育課程を一貫して実施することを規定しております。なお、この規則の施行につきましては、令和3年4月1日と定めておりますが、小中一貫校の規定については、令和2年4月1日から適用することとしております。

次に、議案第15号につきましては、小中学校管理運営規程の一部改正であり、様式「校外行事実施について」及び「学級（学年）閉鎖の許可について」に関する改正が主なものです。

次に、議案第16号につきましては、労働安全衛生法の規定に基づき、教職員の長時間労働の時間外勤務による健康被害を事前に防止するための面接指導を実施する必要があるため、対象者や面接実施方法について新たに規定を制定するものです。面接指導の対象となる教職員は、1ヵ月あたり80時間を超える時間外勤務を行った者、1ヵ月あたり45時間を超える時間外勤務を3ヵ月以上連続して行った者であり、以下の規定で具体的に定めております。また、学校組合議案第4号につきましては、教職員の長時間労働について市の規定を準用することとしており、いずれも令和3年4

月1日から施行することとしております。

【阿部課長】 体育青少年課からは、議案第17号ないし議案第19号についてご説明します。この3件は、「学校施設の開放に関する条例施行規則」「スポーツセンター条例施行規則」「慶野松原ビーチバレーコート条例施行規則」の一部改正であり、各施設の具体的な使用方法等についてそれぞれ改正を行うもので、いずれも令和3年4月1日から施行すると定めております。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。
これより一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。採決は関連議案ごとに行います。

○南あわじ市教育委員会議案第11号

「南あわじ市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程制定について」

【浅井教育長】 まず、南あわじ市教育委員会議案第11号「南あわじ市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第11号は、原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第12号

「南あわじ市教育委員会規則における押印の取扱いの特例に関する規則制定について」

○南あわじ市教育委員会議案第13号

「南あわじ市教育委員会規程における押印の取扱いの特例に関する規程制定について」

○南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第3号

「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」

【浅井教育長】 次に、南あわじ市教育委員会議案第12号「南あわじ市教育委員会規

則における押印の取扱いの特例に関する規則制定について」、同じく議案第13号「南あわじ市教育委員会規程における押印の取扱いの特例に関する規程制定について」、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第3号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」の3件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第12号、第13号及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第3号は、原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第14号

「南あわじ市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」

○南あわじ市教育委員会議案第15号

「南あわじ市立小学校及び中学校管理運営規程の一部を改正する規程制定について」

【浅井教育長】 次に、南あわじ市教育委員会議案第14号「南あわじ市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」、同じく議案第15号「南あわじ市立小学校及び中学校管理運営規程の一部を改正する規程制定について」の2件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第14号及び第15号は、原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第16号

「南あわじ市立学校教職員の長時間労働者面接指導実施規程制定について」

○南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第4号

「南あわじ市・洲本市組合立学校教職員の長時間労働者面接指導実施規程制定について」

【浅井教育長】 次に、南あわじ市教育委員会議案第16号「南あわじ市立学校教職員の長時間労働者面接指導実施規程制定について」及び南あわじ市・洲本市小中学校

組合教育委員会議案第4号「南あわじ市・洲本市組合立学校教職員の長時間労働者面接指導実施規程制定について」の2件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第16号、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第4号は、原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第17号

「南あわじ市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について」

○南あわじ市教育委員会議案第18号

「南あわじ市スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について」

○南あわじ市教育委員会議案第19号

「南あわじ市慶野松原ビーチバレーコート条例施行規則の一部を改正する規則制定について」

【浅井教育長】 次に、南あわじ市教育委員会議案第17号「南あわじ市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、同じく議案第18号「南あわじ市スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、同じく議案第19号「南あわじ市慶野松原ビーチバレーコート条例施行規則の一部を改正する規則制定について」の3件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第17号ないし第19号は、原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第20号 「委員の委嘱について」

【浅井教育長】 次に、南あわじ市教育委員会議案第20号 「委員の委嘱について」

を議題といたします。

【浅井教育長】 提案理由の説明を求めます。

【福田課長】 まず、公民館運営審議会委員でございます。この審議会につきましては、社会教育法第29条の規定に基づき、設置しております。委員の選出につきましては、地区公民館、社会教育委員また、市の文化団体よりご推薦をいただいております。なお、社会教育委員、文化団体については、4月以降の会議で決定し、それぞれご推薦をいただく予定としております。

次に、社会教育委員につきましては、社会教育法第15条の規定に基づき、設置しております。委員の選出につきましては、本委員会議からご推薦をいただき、教育委員会から直接、ご依頼をしております。また、広く市民の意見を取り入れるため、公募による選出も行っております。このほか、社会教育には女性からの視点、心の変容を捉えることが大切であるとの観点より、働く婦人の家運営委員からのご推薦、臨床心理士には教育委員会から、ご依頼しております。なお、学校教育関係者については、小学校校長会代表校長に就任していただくこととしております。

次に、文化財保護審議会委員でございます。こちらは文化財保護法第190条第1項の規定に基づき、設置しております。委員の選出につきましては、専門的な分野でございますので、本審議会からご推薦をいただき、教育委員会から直接、ご依頼をしております。

次に、スポーツ推進審議会委員でございます。こちらは、スポーツ基本法第31条の規定に基づき、設置しております。委員の選出はスポーツ推進委員会、体育協会、医学関係者、幼児教育関係者、小中学校関係者、スポーツ21関係者につきまして、教育委員会から各団体へ依頼し、ご推薦を頂いております。また、教育委員会から有識者に直接、ご依頼をしております。

次に、図書館協議会委員でございます。こちらは、図書館法第14条の規定に基づき、設置しております。委員の選出につきましては、教育委員会から直接、ご依頼をしております。なお、社会教育委員及び公民館運営審議会委員、並びに学校関係者の委員については、4月以降の会議で決定し、それぞれ、ご推薦をいただく予定としております。

次に、働く婦人の家運営委員会委員でございます。こちらは、南あわじ市働く婦人の家条例第14条第1項の規定に基づき、設置しております。委員の選出につきましては、学識経験者、働く婦人又は勤労者家庭の主婦の代表を教育委員会から直接、ご依頼しております。また、教育委員会からは、教育次長が委員として構成員となります。

各審議会、委員会の委員にご推薦いただいた方々は、いずれも十分な資質、見識を有しておられますので、それぞれの委員に委嘱したいと考えております。

なお、いずれの委員とも委嘱期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日ま

での2年間でございます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。
これより採決を行います。
南あわじ市教育委員会議案第20号「委員の委嘱について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。
よって、南あわじ市教育委員会議案第20号は、原案のとおり決定されました。

7. 協議及び報告事項

【浅井教育長】 続いて、協議及び報告事項に移りたいと思います。
協議及び報告事項につきましては、お手元に資料を配布しております。

(1) 南あわじ市議会3月定例会の報告について

【浅井教育長】 まず、「南あわじ市議会3月定例会の報告について」、事務局より説明をお願いします。

【仲山次長】 2月24日から3月26日の会期で行われました第101回南あわじ市議会定例会では、代表質問5名、個人質問7名、計12名の議員から一般質問がありました。質問の詳細については資料を配付しておりますのでご確認をお願いいたします。

【阿部課長】 続きまして、「公の施設の指定管理者の指定について（南あわじ市吹上浜野外教育センター）」につきまして、先の第101回南あわじ市議会定例会にて可決いただきましたのでご報告を申し上げます。
指定管理者については、地元自治会が管理・運営することにより、地域との調整、

地元消防団等の協力による危機管理体制も十分にできることを踏まえて指定管理者として、「吹上町自治会」を選定いたしました。

指定管理期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であり、指定管理料については、発生いたしません。

【浅井教育長】 この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(2) 教職員の人事異動について

【浅井教育長】 次に、「教職員の人事異動について」、事務局より説明をお願いします。

【大住次長補】 お手元の「令和2年度末人事異動一覧表」をご覧ください。この度の人事異動では、教育上の課題、人事上の課題の克服を目指して異動計画を立てております。赤字が異動の教職員となっておりますのでご覧置きください。

【浅井教育長】 説明が終わりました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(3) 教育委員会事務局職員の人事異動について

【浅井教育長】 続きまして、「教育委員会事務局職員の人事異動について」、事務局より説明をお願いします。

【中村課長】 お手元の「人事異動について(内示)」をご覧ください。

時間の都合上、管理職の異動者と退職者のみ紹介させていただきますが、副部長級で福田龍八、現社会教育課長兼埋蔵文化調査事務所所長兼滝川記念美術館玉青館館長兼働く婦人の家館長が総務企画部付副部長(淡路人形座経営改革担当)として公益財団法人淡路人形協会へ派遣となります。

教育総務課長であります私、中村尚之は4月から税務課へ異動となり、後任に現広報情報課長であります森山雅生さんが教育総務課長を引き継ぎます。

また、福田社会教育課長の後任としては、現農林振興課鳥獣対策室室長の山家光泰

さんが社会教育課長を引き継ぎます。

主幹級では、山見嘉啓沼島出張所所長兼公民館長が再任用となりまして、中央公民館につきましては、北口力館長が再任用終了となりますので後任に阿萬野真司副課長が公民館長を引き継ぎます。あと副課長級以下につきましては、別紙のとおりでございまして、一番最後にありますが、教育委員会の退職者につきましては中央公民館主任の藤田隆翁さん1名となっております。

【浅井教育長】 この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(4) 「学ぶ楽しさ日本一」の取組みPRについて

【浅井教育長】 続きまして、「学ぶ楽しさ日本一」の取組みPRについて、事務局より説明をお願いします。

【大住次長補】 本市では、「学ぶ楽しさ日本一」をテーマに掲げ、令和2年度教育方針においては、主に重点的に取組む事業について明確に示した上で実施していくこととしております。「学ぶ楽しさ日本一」の取組みを広く知ってもらうため、この度特設ホームページを立ち上げておりますので、委員の皆様にもご覧いただければと思います。

また、各学校でまとめております、スクールチャレンジ事業の成果と課題の資料も添付しておりますのでご覧置きください。

【浅井教育長】 この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(5) 令和3年度教育委員会委員活動予定について

【浅井教育長】 続きまして、「令和3年度教育委員会委員活動予定について」、事務局より説明をお願いします。

【中村課長】 令和3年度教育委員会委員活動予定表をご覧ください。主に研修に係る年間スケジュールを記載しており、現時点で日程が確定している分につきましてはご予約いただきたいと思っております。

しかながら、特に近畿や全県での研修会につきましては、今年度のようにコロナ禍による延期又は中止になる可能性もございます。いずれにしても、また日が近づきましたら事前に事務局から通知させていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、今後のスケジュールですが、当委員会の定例会につきましては4月は21日（水）午前10時から開催いたします。5月は17日（月）で当初午前10時からとしておりましたが、この日は総合教育会議の予定となりましたので、定例会は午前9時から開始し、引き続き10時から総合教育会議を開催したいと計画しております。場所は第5会議室となっておりますのでよろしくお願いいたします。

また、以前は教育委員のみなさまに4月1日に地区公民館長任用通知交付式や教育委員会事務局職員の辞令交付式などにも出席していただいておりますが、これらにつきましてはコロナ禍における業務の見直しにより対象者と執行部のみでの実施となっておりますのでよろしくお願いいたします。

【浅井教育長】 この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

（6）当面の行事予定及び教育委員会後援名義使用許可の報告について

【浅井教育長】 「当面の行事予定」、「教育委員会後援名義使用許可状況」については、資料をご覧置き願います。

8. その他

【浅井教育長】 次に「その他」に移らせていただきます。
何かございませんか。

【中村課長】 6月の教育委員会定例会については、日程調整の結果、6月30日（水）午前10時から第2別館第5会議室で開催したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【浅井教育長】 他にご意見等ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

【浅井教育長】 ないようですので、「その他」を終了します。

【浅井教育長】 以上で本日の定例会の日程はすべて終了しました。

これもちまして、南あわじ市教育委員会、及び南あわじ市・洲本市小中学校組合
教育委員会合同定例会を閉会します。

9. 閉 会 午後2時12分